

ヘイトスピーチ防止に関するガイドライン

公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会

1 策定趣旨

(1) 背景

公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会(以下、「当協会」とする。)は、「The wind travels all over the world」の精神に基づき、全世界の人々は、誰もが等しく尊重されるべき人権を有すること、特定の国籍や民族へのヘイトスピーチにより人の尊厳を傷つけることは決して許されないことを表明するとともに、スポーツチャンバラに関する個人ならびに団体が、国籍や文化の違いを理解し合い、お互いを思いやれるような活動を進めてきた。また、平成28年6月3日には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)が施行されたところである。ヘイトスピーチ解消法では、前文で本邦外出身者に対する不当な差別的言動(以下に定義を示す言動)は許されないことを宣言する。

(2) 策定目的

当協会およびすべてのスポーツチャンバラに関連する個人・団体が主催する大会・講習会・錬成会およびその他の活動において、ヘイトスピーチ解消法第2条で規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するため、主催者が各活動の制限を適用する際に、拠るべき基準を策定する。

2 施行日

令和4年4月1日

3 対象となる活動

当協会および加盟各団体その他のすべてのスポーツチャンバラに関連する個人・団体が主催する大会・講習会・錬成会およびその他の活動

4 「不当な差別的言動」の定義

このガイドラインにおける「不当な差別的言動」とは、ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」をいう。また、個別具体の言動が「不当な差別的言動」に該当するか否かは、法務省人権擁護局内「ヘイトスピーチ対策プロジェクトチーム」が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報(その2)において、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえて、当該言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断されるとしたうえで、次のとおり示されている典型と考えられる例を参考として判断する。

(1)本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨の告知

害悪の告知を内容とする脅迫的言動

(2)本邦外出身者を著しく侮蔑するもの

本邦外出身者を見下し蔑む言動のうち、その程度が著しいもの

(3)「スポーツチャンバラ競技環境から排除することを煽動する」言動

本邦外出身者をスポーツチャンバラ競技環境から排除し排斥することをあおり立てること

5 活動制限の要件

選手・当協会会員ならびに、選手父兄・観客はじめ、全ての当協会関係者が、大会・講習会等の本協会主催行事において、不当な差別的言動を行った場合には、その悪質性の程度に応じ、本協会は、警告・注意・会場からの退場命令など、必要な活動制限措置を執ることができるものとする。

以上